１９１８肢イ

第１．肢の結論

正しい

第２．国民健康保険料の憲法上の取扱い

１．問題の所在

国民健康保険料について、憲法上どのように取り扱うべきか。

保険料が、８４条の「租税」にあたるか。仮に「租税」あたらない公課であったとて、憲法上どのように取り扱うべきか問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

保険料は、８４条の「租税」にあたらない。しかし、公課であっても、８４条の趣旨は及ぶ。よって、肢は正しい。

（２）理由

ア．８４条の「租税」

憲法８４条の租税とは、国または地方公共団体が、課税権に基づいて対価なく一方的に強制的に徴収する金銭を指す。したがって、保険料は、強制的に徴収する金銭ではあるが医療サービスを安価で受けられる点で対価性がある。よって、８４条の「租税」ではない。理由は以下の通りである。

公課についてまで、法律をつねに必要とすると、迅速性が阻害される。

８４条で法律を要求したのは、伝統的に権力の濫用の恐れが高い課税権について、法律を通して拘束するものと解するからである。

イ．「公課」の取扱い

保険料は、対価的サービスを伴うので８４条の租税ではない。しかし、このような「公課」に対しても８４条の趣旨が及ぶ。理由は、以下の通りである。

確かに、８４条の「租税」にあたらないのであれば、８３条財政民主主義で、議会の議決があれば、よいとも思える。しかし、法律（条例）がなければ、国民が公課の内容を正確に理解できず、結果、権力の濫用の恐れがある。

そこで、公課であっても、規制をかける必要がある。

８４条の趣旨は、権力の濫用の危険が高い課税権に対して、課税要件法定を要求し、明確にするものである。この要請は、課税権と同様に濫用の恐れがある公課の徴収にもあてはまる。よって、保険料についても、８４条の趣旨を及ぼすのが相当と考える。

以上